

証券コード 7076
(発送日)2023年12月7日
(電子提供措置の開始日)2023年11月30日

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅一丁目1番1号
J P タワー名古屋
名 南 M & A 株 式 会 社
代表取締役社長 篠 田 康 人

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト(<https://www.meinan-ma.com/>)

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、名古屋証券取引所（名証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

名古屋証券取引所ウェブサイト（上場会社検索）

(<https://www.nse.or.jp/listing/search/>)

（上記の名証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名」に「名南M&A」又は「コード」に当社証券コード「7076」を入力・検索し、「適時開示情報」を選択して、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面により事前の議決権行使をいただく、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年12月21日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年12月22日（金曜日）午前10時
(受付開始：午前9時30分)
2. 場 所 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号JPタワー名古屋3階
カンファレンスホール
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第9期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項
議案 剰余金処分の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の意思表示がない場合は、賛成の表示があつたものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
⑤当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
⑥電子提供措置に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び名証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
⑦本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
⑧本総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

事業報告

(2022年10月1日から)
(2023年9月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行され、経済社会活動が正常化する中で緩やかな回復傾向が続いております。労働需要の高まりからの名目賃金の増加や原価高騰による物価上昇など経済活動にかかる投資増が見込まれる状況ではあるものの、企業の投資意欲は前向きであり、今後の経済成長は堅調に継続するものと見込まれます。しかしながら、長期化するウクライナ情勢、社会経済の回復基調の一服感など、先行き不透明な状況も続いております。

中小M&A市場におきましては、後継者不在率が57.2%（帝国データバンク 全国企業「後継者不在率」動向調査（2022）より）と半数を超過しております、事業承継問題が顕在化した状態が継続しております。政府は「事業再生・M&Aを含む事業承継の促進」などを「重点3本柱の取り組み方針」の中で大方針として明示しており、国の事業承継・引継ぎ支援センターが支援する中小M&Aの件数は右肩上がりに増加しております。さらに2023年9月には、中小企業庁が3年ぶりに「中小M&A推進計画」に基づく「中小M&Aガイドライン（第2版）」にて改定の発表をするなど、中小M&A市場に対する政府の注目度は高い状態が続いております。

また、中小M&Aガイドラインにおきましては、中小企業の経営者が安心してM&Aに取り組める基盤の構築が求められております。そこで、中小企業庁が創設したM&A支援機関に係る登録制度に加えて、自主規制団体である「一般社団法人M&A仲介協会」が当社を含む民間のM&A仲介事業者によって設立されました。同協会は中小企業庁との密な連携を通じ、官民一体での中小M&A支援事業者のモラル向上に努めております。

このような情勢のなか、当社においては、金融機関や会計事務所等を始めとする提携先との一層の関係強化への注力を続けております。提携先の規模、習熟度、地域特性に合わせた柔軟な対応を行うことにより、高難易度から小型案件までニーズに応じた対応を可能としました。また、当社の強みの一つである「お客様の創業期から出口戦略までの支援コンサルティ

ングの実施」においてはスタートアップ企業への投資・支援を実現、さらに2022年10月には東海地方では初のJ-Adviser資格を取得、TOKYO PRO Marketへの上場を支援するIPO支援部を立ち上げております。

これらのサービスを地域密着して実現するため、2023年8月には静岡オフィスを移転し、人員の拡充に努めたほか、大阪オフィスを拠点として東海地方のみならず関西地方の地域経済活性化のために尽力しております。

当社の経営状況は、当事業年度においては計92件(前事業年度73件)の案件が成約し、売上高は1,453百万円（前期比5.1%増）、営業利益は186百万円（同47.1%減）、経常利益は176百万円（同49.5%減）、当期純利益は108百万円（同52.8%減）となりました。

なお、当社はM&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度は、静岡オフィスの移転工事による有形固定資産の取得を中心に、総額14百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当事業年度における資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

(2) 対処すべき課題

① 人材の確保・育成

当社の成長戦略においては、人的資本の強化、即ちM&Aアドバイザーの確保・育成を最重要課題として位置付けております。

この課題を解決すべく、まず人材確保の観点では、M&A業務経験者に限定した採用とせず、金融機関や会計事務所等での勤務経験を通じて、M&Aアドバイザー業務に資する経験を有している人材を中心に、幅広く積極的な採用を展開しております。その上でインセンティブに偏らない報酬制度、テレワークの導入、男性の育休取得を支援などの働きやすい環境づくりにも注力することで、人材流出の抑止にも取り組んでおります。

また育成の観点では、属人化しがちなM&Aアドバイザー業務を構造化し、キャリアマップと連動することで、入社間もない未経験者から実務経験を数年間積み上げたプレイヤーまで網羅的に対応可能な育成モデルを構築しております。これにより、未経験者は当人の有する経験に応じて必

要な部分から中心に学ぶことで早期の戦力化を、経験者は「医療・介護」業界を筆頭とした高度な専門的ノウハウの共有を受けることで、当社の強みである高難易度案件に対応できる付加価値の高いプレイヤーへの成長を促します。

② M&Aを中心とした事業領域の拡充

中小企業のM&A市場は依然として活況が維持されており、中でも後継者問題を理由とした事業承継M&Aは、未だに高い需要を維持しております。しかしながら、当社としてはこれに限定せず、スタートアップ企業のイグジット、成長過程にある企業の事業拡大、事業再編など、時代の変化に応じたニーズに対応することが課題であると認識しております。

この課題を解決すべく、

2022年10月にJ-Adviser資格取得しTOKYO PRO Marketへの上場支援を行うIPO支援事業の立ち上げ、金融機関やスタートアップ支援拠点等と連携してスタートアップ企業への投資実行を行うベンチャーキャピタル事業の運営など、M&Aを中心とした事業領域の拡充にも取り組んでおります。

また、これらの事業領域の拡充においては、各事業にかかる専門性の高い多様なノウハウが必要であることから、グループの税理士法人・弁護士法人との連携を強化することにより、より適切なコンサルティングができる体制の整備を進めております。

これらにより、同業他社との差別化を図り、経営者や提携先に選ばれるM&Aコンサルティング会社としての価値提供ができるよう取り組んでおります。

③ 提携先の開拓及び関係性の強化

当社の事業モデルは、いわゆるDM等を用いない提携営業であるため、当社の成長戦略においては、提携先の関係性の強化、開拓、及び、同業他社との差別化は重要課題の一つであると認識しております。

現在、東海地方に本店を置いているすべての地方銀行及びほぼ全ての信用金庫と業務提携をしておりますが、事業承継を中心に多種多様なM&Aニーズの発掘を促進する勉強会やセミナーを定期的に実施することで、さらなる関係性の強化を図ります。

また、大阪オフィス・静岡オフィスにおきましては、地域人材を中心にアドバイザーの採用が順調に進みました。これにより、当社の持つ提携先の開拓及び関係性の強化ノウハウを展開することで、東海地方以外での営

業基盤の確立に取り組んでまいります。

また、名南コンサルティングネットワークのグループ会社である株式会社名南経営ソリューションズが全国の会計事務所向けに情報共有及び各種経営ツールを提供するインターネットサービスを展開しておりますので、これらのサービスのユーザーである会計事務所と連携してM&A案件の発掘に取り組む等、営業活動における関係性を強化していく方針であります。

④ 社会的信用力の向上

新規参入が盛んなM&A専門業者の市場において、当社がお客様から選ばれるためには、業務領域における他社との差別化のみならず、当社の社会的信用力の向上も課題であると認識しております。

2023年9月、中小企業庁から中小M&Aガイドライン（第2版）が発表されました。中小M&Aガイドライン（初版）策定から3年が経過し、中小企業庁は、中小M&Aの定着に一定の成果を認めながらも、M&A専門業者に対しては様々な課題があると認識しており、当該ガイドラインは、M&A専門業者に向け基本事項の遵守が強く求められるものとなっております。

中小M&Aガイドライン（第2版）において説明が義務化された重要事項の説明においては、当社は、中小M&Aガイドライン（初版）に強く賛同し、「重要事項説明書」によりその明確な説明を実施し、その遵守に積極的に取り組んでおります。このように、お客様から信頼され対等な関係において意思決定をいただくよう、信頼関係の構築に時間をかけて取り組んでおります。

これに限らず、当社は名南コンサルティングネットワークの理念である「自利利他」の精神を念頭に、お客様に寄り添う高品質なサービス提供の追求が、社会的信用力の向上に繋がり、ひいては業界全体の健全な発展に資するとして考えておりますので、引き続きM&A専門業者の中でも特に高い遵法意識を保ち、中小企業庁を中心に官民との連携にも取り組んでまいります。

⑤ 案件マッチング力の強化

収益力向上においては、成約件数の増加が重要課題であると考えております。成約件数の増加においては、その案件の成約までのプロセスの管理だけでなく、関係者の意向の汲み取りが必要となります。特に、案件の特

性が多岐に亘る状況においては、その特殊性、専門性等にかかる見極めが重要であり、適切に幅広くマッチングを実施し成約の合意を得る力を高めることが課題であると考えております。

この課題に対しては、提携先金融機関や会計事務所等の紹介のみではなく、当社内でのシステム化された仕組みを活用することや、案件毎の特徴に応じて進捗管理のノウハウを活用して効率的なマッチングを図ります。

また、スキル研修によるインプット、案件を通じたそのノウハウのアウトプットの繰り返しにより、アドバイザーカー個々のコンサルティング能力を向上させ、成約までの過程を経営者とともに伴走し最適な解決策を模索し提案し続けることにより、その成約率の向上を図ります。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第6期 2020年9月期	第7期 2021年9月期	第8期 2022年9月期	第9期 (当事業年度) 2023年9月期
売上高(千円)	1,250,362	1,365,693	1,382,854	1,453,440
経常利益(千円)	356,207	245,889	349,513	176,556
当期純利益(千円)	228,536	160,252	230,982	108,935
1株当たり当期純利益(円)	75.35	51.02	73.36	34.60
総資産(千円)	1,216,818	1,338,645	1,739,916	1,811,381
純資産(千円)	1,002,895	1,230,436	1,445,422	1,540,612
1株当たり純資産額(円)	321.30	390.80	459.08	489.32

(注) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第8期の期首から適用しており、第8期以降の数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社名南経営ホールディングスであり、同社は当社の株式を1,777,600株（議決権比率56.46%）保有しております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ その他重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容（2023年9月30日現在）

事業部門	事業内容
M&Aコンサルティング事業	M&Aの仲介及びコンサルティング

(6) 主要な営業所（2023年9月30日現在）

名称	所在地
本社	名古屋市中村区
大阪オフィス	大阪市北区
静岡オフィス	静岡市駿河区

（注）静岡オフィスは2023年8月1日に静岡県葵区から移転しております。

(7) 従業員の状況（2023年9月30日現在）

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
61名	8名増加	38歳6ヶ月	3年4ヶ月

（注）1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者を含んでおりません。
2. 当社はM&A事業単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2023年9月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項 (2023年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 10,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,148,900株
- (3) 株主数 1,269名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社名南経営ホールディングス	1,777,600株	56.46%
秋 吉 博 文	71,000	2.26
水 野 克 也	65,000	2.06
株 式 会 社 マ イ ル 一 ム	60,000	1.91
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	48,700	1.55
鈴 木 智 博	30,000	0.95
加 藤 丈 博	29,100	0.92
池 田 達 彦	25,600	0.81
時 國 均	24,500	0.78
株 式 会 社 T K S	21,400	0.68

(注) 持株比率は自己株式(411株)を控除して計算しております。

(5) その他の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	篠 田 康 人	
取 締 役	青 木 将 人	情報開発本部 本部長 兼 大阪法人部 部長
取 締 役	櫻 田 貴 志	事業戦略本部 本部長 兼 事業開発部 事業戦略部 部長
取 締 役	恒 成 秀 洋	株式会社中部経済新聞社 代表取締役
常 勤 監 査 役	寺 田 雅 史	
監 査 役	若 山 哲 史	若山・大井総合法律事務所 代表
監 査 役	大 倉 淳	公認会計士大倉会計事務所 代表 株式会社コプロ・ホールディングス 社外監査役

(注) 1. 当事業年度中の取締役の地位・担当及び重要な兼職の異動状況は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後
青 木 将 人	取締役 情報開発部 本部長	取締役 情報開発本部 本部長 兼 大阪法人部 部長

2. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
森 銳 一	2022年12月23日	任期満了	社外取締役
南 川 剛 廣	2022年12月23日	任期満了	常勤監査役

3. 恒成秀洋氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 若山哲史氏及び大倉淳氏の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役若山哲史氏は弁護士として、高い専門性と豊富な経験を有するものであります。
6. 監査役大倉淳氏は公認会計士としての高い専門性と豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 恒成秀洋氏、若山哲史氏及び大倉淳氏は名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、非業務執行取締役及び監査役いずれも、会社法第425条第1項に定める額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が当社の役員等として行った行為に起因して損害賠償請求がなされ、被保険者が損害賠償金及び訴訟費用等を負担することで被る被害を補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、当社若しくは役員等が違法に利益または便宜を得た場合又は法令若しくは当社社内規程等に違反することを認識しながら行った行為である場合には、補填の対象としないこととしております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法及び、決定方針の内容の概要は次のとおりです。

i . 決定方針の決定の方法

2022年11月11日開催の取締役会において、個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

ii . 決定方針の内容の概要

(基本方針)

- ・報酬水準は事業特性、事業規模、優秀な人材確保の観点から、同業他社および同規模他社の水準等を勘案しております。
- ・報酬体系は、中長期的に持続的な企業価値向上を動機づけるものとしております。

(報酬の構成)

<取締役（社外取締役を除く）>

- ・取締役の報酬は、役割と貢献度を元に決定する月例の基本報酬、短期業績インセンティブとしての業績連動報酬、中長期企業価値向上インセンティブとしての株式取得報酬としております。

<社外取締役>

- ・社外取締役の報酬は、基本報酬のみで構成しております。

(各報酬の内容)

- ・月額報酬

月例の固定報酬とし、役位ごとの役割と貢献度に基づき決定しております。

- ・業績連動報酬

目標達成に向けた意欲を高めるため事業年度ごとの業績予想における売上高及び経常利益の達成率と株価成長率等を指標としており、役位ごとに内規に基づき決定した業績連動報酬基礎額に各指標の達成度合（各指標が業績連動報酬に占める配分は役位ごとの役割に基づき内規で決定しております。）を反映して決定しております。制度導入初年度である当事業年度は役位別基礎額にて業績連動報酬としております。

- ・株式取得報酬

役位ごとに決定し、中長期の業績を反映させる観点から、業績との連動は行わず、月例の固定報酬のみを支給することとしております。

(報酬決定プロセス)

当社の取締役の報酬等の額及び算定方法の決定に関する方針の決定権限につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会が決定しております。

各監査役の報酬額につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役会においてそれぞれ協議し、決定しております。

当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容につきましては、定時株主総会直後の取締役会において、上記方針を勘案し社外役員の意見等も勘案し決議をしております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、監査役及び社外取締役からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額

2023年9月度

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	固定	短期	中長期	支給 人数 (名)
		月額報酬 (千円)	業績連動 報酬 (千円)	株式取得 報酬 (千円)	
取締役 (社外取締役を除く)	69,600	59,700	4,050	5,850	3
監査役 (社外監査役を除く)	6,600	6,600	—	—	2
社外役員	7,950	7,950	—	—	4

- (注) 1. 上表には、2022年12月23日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）、監査役1名（うち社外監査役0名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2022年12月23日開催の定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち社外取締役1名）であります。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2016年12月22日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名であります。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動内容

地 位 及 び 氏 名	主な活動状況及び社外役員に期待される役割に関する職務の概要
社外取締役 恒 成 秀 洋	2022年12月23日就任以降に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。幅広いメディア活動に携って培われた当地域の情勢についての豊富な知見から、独立した立場から当社の経営全般に有益かつ幅広い助言・提言を行っていただき、経営の監視・監督の役割を適切に果たしました。
社外監査役 若 山 哲 史	当事業年度に開催された取締役会13回のうち10回に、また、監査役会13回のうち10回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会における意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 大 倉 淳	当事業年度に開催された取締役会13回全てに、また、監査役会13回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会における意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,800千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社では、取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を決議し、当該方針に従い内部統制の整備・運用を図っております。基本方針については、環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。この基本方針の概要は次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、取締役及び使用人への周知・徹底を行う。
- ・当社の取締役及び使用人は「コンプライアンス管理規程」に従い、法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとる。
- ・「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する取組みについて統括するとともに、社内でのコンプライアンスの周知徹底を図る。
- ・コンプライアンスに関するリスク管理を行うことを目的とした「内部通報窓口に関する規程」を制定しており、社内及び社外の通報窓口を設置することで、不正行為の未然防止及び早期発見に努めている。また、不正行為の通報者及びその協力者に不利益が生じる恐れのないよう通報者等の保護義務を定めている。
- ・「内部監査規程」に基づき、社長直轄の内部監査担当者による内部監査を実施し、取締役及び使用人の職務の執行が適切に行われているか検証する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- ・「文書管理規程」に基づき、取締役会議事録、稟議書、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・管理を行う。なお、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧することができる。
- ・不正な取得、使用及び開示その他社外への流出を防止するために「営業秘密管理規程」及び「個人情報保護規程」を定め、会社及び個人に関する情報の適切な管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社の危機回避及び危機が発生した場合の当社被害の最小化を目的とする「リスク管理規程」を制定し、リスクの事前把握及びリスクマネジメント・システムの構築に努める。
- ・「コンプライアンス委員会」を原則として年4回開催し、広範なリスク管理についての協議を行い、リスクへの対策を検討する。

- ・緊急事態発生の際には、社長は直ちに緊急対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策の検討・実施等を行い、事態の早期解決に努める。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は、「取締役会規程」に基づき、1ヵ月に1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。
 - ・意思決定の迅速化のため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」に従って、効率的に職務の執行を行う。
- ⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社と親会社及び子会社との取引を行う場合には、取引の合理性及び取引条件の妥当性を検証し、それらが担保される場合にのみ行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、取締役会での協議の上、人数及び権限等を決定し、任命する。
 - ・当該使用人の人事評価・異動については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役及び使用人は、法定事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事項、その他法令に違反する事実等が発生又は発生する恐れがあると認識した場合は、速やかに監査役に報告する。
 - ・取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
 - ・内部監査担当者は、監査役に内部監査の実施状況を随時報告する。
 - ・監査役に対する報告をした者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役との定期的な意見交換の実施や監査役と内部監査担当者との連携が図れる環境の整備により、取締役及び使用人との適切な意思疎通及び監査業務の実効性を確保する。
 - ・監査役は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができる。
 - ・監査役の職務を執行する上で必要となる費用は、会社が支払うものとする。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
 - ・「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては断固としてこれを拒否する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行うこととする。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況等の概要是、下記のとおりであります。

- ① 取締役会は13回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、社外取締役1名が出席しております。
また、コンプライアンス意識を高めるため、コンプライアンス委員会を開催するとともに、役職員に対し、必要な研修を行っております。社内規程等は常時見直しを行い更新するとともに、その内容を周知し、常時確認できるようにしております。
- ② 監査役会は13回開催され、社外監査役2名が出席しております。監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役社長及び他の取締役、内部監査責任者、監査法人との意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査責任者は、内部監査計画に基づき、当社の各部門への監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,383,357	流動負債	270,768
現金及び預金	1,353,510	買掛金	52,752
売掛金	3,300	未払費用	133,222
貯蔵品	1,742	契約負債	5,500
前払費用	24,272	未払法人税等	40,184
その他の	532	未払消費税等	7,904
固定資産	428,023	預り金	12,438
有形固定資産	38,126	賞与引当金	18,680
建物	27,062	その他の	86
工具器具備品	11,063	負債合計	270,768
無形固定資産	11,855	純資産の部	
ソフトウェア	11,855	株主資本	1,537,325
投資その他の資産	378,041	資本金	310,710
投資有価証券	120,210	資本剰余金	276,880
関係会社株式	1,000	資本準備金	270,710
その他の関係会社有価証券	42,229	その他資本剰余金	6,170
金銭の信託	100,000	利益剰余金	950,915
差入保証金	74,408	利益準備金	320
繰延税金資産	40,192	その他利益剰余金	950,595
資産合計	1,811,381	繰越利益剰余金	950,595
		自己株式	△1,180
		評価・換算差額等	3,286
		その他有価証券評価差額金	3,286
		純資産合計	1,540,612
		負債・純資産合計	1,811,381

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年10月1日から)

(2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,453,440
売 上 原 価		835,546
売 上 総 利 益		617,893
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		431,672
當 業 利 益		186,221
當 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	447	
受 取 手 数 料	1,204	
そ の 他	6	1,658
當 業 外 費 用		
投 資 事 業 組 合 運 用 損	11,320	
そ の 他	3	11,323
經 常 利 益		176,556
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	453	453
稅 引 前 当 期 純 利 益		176,102
法 人 稅 、 住 民 稅 及 び 事 業 稅	93,498	
法 人 稅 等 調 整 額	△26,331	67,167
当 期 純 利 益		108,935

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から)
(2023年9月30日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本						自己株式	株主資本合計		
	資本剩余金			利益剩余金						
	資本準備金	その他資本 剩余金	資本 剩余金 合計	利益 準備金	その他利益 剩余金	利益 剩余金 合計				
当期首残高	310,710	270,710	6,170	276,880	320	857,403	857,723	△1,180 1,444,132		
当期変動額										
剩余金の配当						△15,742	△15,742			
当期純利益						108,935	108,935			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	93,192	93,192	— 93,192		
当期末残高	310,710	270,710	6,170	276,880	320	950,595	950,915	△1,180 1,537,325		

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他の 有価証券 評価 差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	1,290	1,290	1,445,422
当期変動額			
剩余金の配当		△15,742	
当期純利益		108,935	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,996	1,996	1,996
当期変動額合計	1,996	1,996	95,189
当期末残高	3,286	3,286	1,540,612

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

その他有価証券（金銭の信託含む）

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～18年

工具器具備品 3～20年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業はM&A仲介事業であります。

そのサービスの主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点については、以下のとおりであります。

- ・着手金

個別相談を経て、顧客が当社による支援を希望した場合には、顧客と当社との間でアドバイザリー契約を締結し、企業概要書及び匿名譲渡案件資料を作成して顧客へ提供した時点、または必要な企業情報を収集し顧客へ提供した時点で収益を認識しております。

- ・成功報酬

譲渡希望顧客と譲受希望顧客との間で株式譲渡契約等の最終契約が締結され、当該M&A取引が実行され支援業務が完了した時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定期会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定期会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定期会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することいたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 31,695千円

関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務 33千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上原価 230千円

営業取引以外の取引高

受取手数料 1,204千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,148,900株

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 411株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年12月23日 定時株主総会	普通株式	15,742千円	5円	2022年9月30日	2022年12月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年12月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	15,742千円	5円	2023年9月30日	2023年12月25日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	5,717千円
未払事業税	2,516千円
未払費用	32,090千円
投資有価証券	1,258千円
その他	59千円
繰延税金資産計	41,641千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	1,449千円
繰延税金負債計	1,449千円
繰延税金資産の純額	40,192千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は主に預金を中心に安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ等投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。金銭の信託は、合同運用指定金銭の信託であり発行体の信用リスクに晒されております。差入保証金は主に本社オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である未払費用及び預り金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引に先立ち顧客の信用リスクを把握し、信用リスクの高い取引先とは取引を行わない方針とするとともに、毎月取引先毎に回収状況及び債権残高を管理することによって、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。金銭の信託については、発行体の信用情報を定期的に把握することで管理しております。差入保証金については、賃貸借契約に際し差入先の信用状況を把握しております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度（2023年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券	2,141	2,141	—
(2) 金銭の信託	100,000	96,391	△3,608
(3) 差入保証金	74,408	57,500	△16,908
資産計	176,549	156,032	△20,517

(*1) 「売掛金」、「買掛金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」及び「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度(千円)
非上場株式	388
投資事業組合への出資金	117,681
関係会社株式	1,000
その他の関係会社有価証券	42,229

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

当事業年度（2023年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
売掛金	3,300	—	—	—
金銭の信託	—	—	100,000	—
差入保証金	1,842	—	—	72,566
合計	5,142	—	100,000	72,566

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2023年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,141	—	—	2,141
資　　産　　計	2,141	—	—	2,141

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2023年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金　　錢　　の　信　託	—	96,391	—	96,391
差　　入　保　証　金	—	57,500	—	57,500
資　　産　　計	—	153,891	—	153,891

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回りに信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(持分法損益等に関する注記)

関連会社に対する投資の金額	45,000千円
持分法を適用した場合の投資の金額	42,229千円
持分法を適用した場合の投資損失(△) の金額	△2,770千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 関連当事者との取引
該当事項はありません。
2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1) 親会社情報
株式会社名南経営ホールディングス（非上場）
 - (2) 重要な関連会社の要約財務情報
該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当社の事業セグメントは、M&A仲介事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じた収益を分解した情報は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
M & A 仲 介 事 業	1,450,544
そ の 他	2,895
顧客との契約から生じる収益	1,453,440
そ の 他 の 収 益	—
外 部 顧 客 へ の 売 上 高	1,453,440

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

- (1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
契約負債（期首残高）	25,850
契約負債（期末残高）	5,500

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	5,500
1年超	—
合計	5,500

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 489円32銭

1株当たり当期純利益 34円60銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月10日

名南M&A株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大橋 敦 司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 馬渕 宣 考

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、名南M&A株式会社の2022年10月1日から2023年9月30までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき点は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月14日

名 南 M & A 株 式 会 社	監 査 役 会
常 勤 監 査 役 寺 田 雅 史	印
社 外 監 査 役 若 山 哲 史	印
社 外 監 査 役 大 倉 淳	印
以 上	

以 上

株主総会参考書類

議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第9期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は15,742,445円となります。

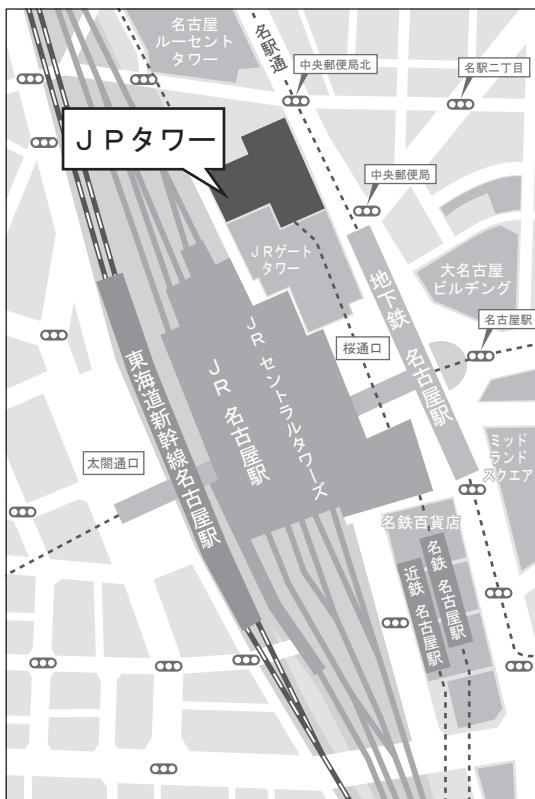
③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年12月25日といたしたいと存じます。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場：名古屋市中村区名駅一丁目1番1号JPタワー名古屋 3階
カンファレンスホール
TEL 052-589-2795



交通 JR名古屋駅 桜通口出口より 徒歩約1分
地下鉄東山線・桜通線 10番出口より 徒歩約1分